

安芸太田町筒賀財産区森林由来J - クレジット創出事業支援業務
事業者選定プロポーザル実施要領

安芸太田町（以下「町」という。）では、筒賀財産区が管理する財産区有林において、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下「J - クレジット制度」という。）に基づくJ - クレジットの認証、販売に取り組むため、町と共同でJ - クレジットの創出、販売に取り組む者を下記の公募型プロポーザル方式で選定するにあたり、この要領で必要な事項を定める。

1 業務概要等

業務名

安芸太田町筒賀財産区森林由来J - クレジット創出事業支援業務

業務内容

安芸太田町筒賀財産区森林由来J - クレジット創出事業支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。ただし、契約時における仕様書については、選定された優先交渉権者の企画提案内容に応じて変更することがある。

事業スキーム

町は、本業務の実施にあたり、共同創出者を公募型プロポーザル方式による審査において選定し、本業務に係る協定を締結する。

町と共同創出者は協定に基づき事業を実施し、J - クレジットを創出する。

共同創出者は、創出したJ - クレジットの販売を行うとともに、得られたプロジェクトの粗利を提案があった割合に応じて町と共同創出者で分配する。

プロジェクトの粗利は、販売したJ - クレジットの売却益から外部経費（妥当性審査費用、検証費用、モニタリング外部委託費用）を差し引いた額となります。

協定期間

協定締結日から令和17（2035）年3月31日まで

プロジェクト期間は8年間を想定

協定内容を継続することが適当でない認められるときは、協定書に基づき協定を解除することがある。

2 参加資格

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

共通事項

次に掲げる要件をすべて満たしていること。

法人格を有していること。

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
広島県又は安芸太田町から指名停止措置を受けていないこと。

会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

本公募開始日において、国税及び地方税を滞納していないこと。

この事業の円滑な遂行のために必要な経営基盤（組織体制、人員、技術能力、資金及び資金等の管理能力を含む。）を有している者であること。

国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関の発注した森林由来 J - クレジット創出事業支援業務（プロジェクト登録申請事務、クレジット発行事務、クレジット販売事務の全て）で、当該業務の入札告示日までの間に履行が完了した実績を複数有していること。

本業務に配置される担当者として、以下のいずれかの資格・経歴を有する者を 1 名以上配置すること。

- ・技術士（森林部門）の資格を有する者
- ・林業技士（林業経営、森林評価、森林総合管理のいずれかの部門）の資格を有する者
- ・森林情報士（森林航測、森林リモートセンシング、森林GISのいずれかの部門）の資格を有する者
- ・行政機関において森林に関する業務に担当として 2 年以上従事した経験を有する者

競争入札参加資格に関する事項

次に掲げる要件のいずれかを満たしていること。

令和 7・8 年度安芸太田町競争入札参加資格審査を申請した事業者で、次に掲げる資格の認定を受けていること。

ア 資格区分：測量・建設コンサルタント等 業種区分：森林土木、森林土木登録

イ 資格区分：物品等 業種区分：計画策定、調査・研究・検査・分析及びその他計画策定

を満たしていない事業者で、当該業務の履行が確実に認められる証拠書類が提出できること。

3 プロポーザルスケジュール

No,	項目	期間等
1	公募開始日	令和 7 年 7 月 1 日（金）
2	参加表明書に関する質問書提出期限	令和 7 年 7 月 1 8 日（金）午後 5 時まで
3	参加表明書提出期限	令和 7 年 7 月 2 5 日（金）午後 5 時まで
4	企画提案書に関する質問書受付期限	令和 7 年 7 月 3 0 日（水）午後 5 時まで
5	企画提案書提出期限	令和 7 年 8 月 5 日（火）午後 5 時まで
6	プレゼンテーション及びヒアリング審査	令和 7 年 8 月 8 日（金）予定

7	審査結果通知	令和7年8月15日(金)予定
8	協定締結	決定者と調整

4 参加表明書の提出方法

参加表明に必要な書類の配布

応募に必要な書類については、次のいずれかにより入手すること。

安芸太田町公式ホームページからダウンロード

安芸太田町筒賀支所の窓口での受け取り

参加表明に係る質問

参加表明書の作成又は提出に関する質問がある場合は、質問書(様式11)を電子メールに添付して送信すること。電話又は口頭による質問は受け付けない。

参加表明書に関する質問書の提出期限

令和7年7月18日(金)午後5時まで

提出先

筒賀支所代表メールアドレス(jumin03@town.akiota.lg.jp)に提出すること。

電子メールの件名は、必ず「公募型プロポーザル質問」を先頭に入力すること。

回答方法

質問受付後、3日以内(土日祝除く)に質問者に対して電子メールにより回答する。

参加表明手続き

本業務への参加を希望する事業者は、次の書類を提出すること。(グループで参加する場合、代表参加者のみの提出を求めるものは代、参加者全員の提出を求めるものは全、各1部)

なお、次の書類に必要な事項を記載の上、ホチキス綴じで提出することとし、記載欄に記載しきれない場合は、別紙を付すこと。記載内容の確認ができない場合は、実績を証明する書面の写し等、追加資料の提出を求めることがある。

提出物

- | | | |
|---|---|--------------------|
| ア | プロポーザル参加表明書 | 様式1 代 |
| イ | 参加グループ構成員表 | 様式2-1 代 |
| ウ | グループ申請に係る構成法人の委任状 | 様式2-2 全 |
| エ | 誓約書 | 様式3 全 |
| オ | 役員等調書及び照会承諾書 | 様式4 全 |
| カ | 会社概要書 | 様式5 全 |
| キ | J-クレジット制度取組実績調書 | 様式6 全 |
| ク | 前記2項(2)イに記載の証拠書類 | 前記2項(2)アを満たしていない場合 |
| | <u>以下は安芸太田町の入札参加資格者名簿に記載されていない場合に提出すること</u> | |
| ケ | 登記事項証明書又は商業登記簿謄本(発行後3か月以内のもの、複写は可、全) | |
| コ | 直近の国に納付すべき法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の3、滞納がない | |

ことを証する書類で、発行後3か月以内のもの。複写は可、全)
サ 直近3年分の財務諸表(代)

提出期限

令和7年7月25日(金)午後5時まで(必着)

提出先

「11 問い合わせ先及び各種書類の提出先」まで

提出方法

持参又は郵送、宅配便とする。

郵送は簡易書留郵便とし、持参、宅配便も含め上記提出期限までに到着したものに限り。

参加資格結果通知

提出書類(前記4項(3))を確認し、参加資格確認結果通知書により、できるだけ速やかに電子メールにて通知する。(通知を受けた者は以下「プロポーザル参加者」という。)

提出された書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消す。

5 企画提案書の作成方法

参加表明書を提出した者は、以下の留意事項を熟読の上、作成提出すること。

企画提案書の共通事項

A 4判縦又は横とし、横書き、長辺綴じ、両面印刷を標準とする。ページ番号を付すこと。文章を補完するために、写真やイラスト等を使用してもかまわない。

副本には社名やロゴマーク等、提案者が特定できるものの使用は記載しないこと。

企画提案書の構成

企画提案書は、以下の記載事項について簡潔に記載するものとする。

提出物

ア 企画提案書提出届(様式7)

イ 業務実施体制(様式8)

配置予定責任者の業務実績(様式9)

ウ J-クレジット制度取組実績調書(様式6)

「4(3)参加表明手続き」で提出する書類と同じ)

エ 提案書記載内容(表紙は様式8を使用し、提案は任意様式)

提案書には下記項目について記載すること。項数は10ページ以内で簡潔にまとめること。

(A3版による折込項の挿入は可とするが、2ページとして換算する。白黒・カラーどちらも可。ただし、文字の大きさなど見やすさに留意すること。)

業務の実施方針	本業務を実施する上での基本的な考え方を示すこと。
業務の工程	プロジェクト登録、認証からモニタリングが完了するまでの工程、クレジット販売までに必要な事務処理及び各支援内容の工程表を示すこと。

業務実施提案事項	財産区有林が持つ公益的機能を検証し、確実にクレジットの認証を受け、販売まで結びつける方法を提案すること。
全体収支計画	プロジェクト登録年度から終了年度ごとの収支計画を作成して提案すること。 (a) CO2 吸収算定量 (b) 売却益見込み（算定時の見込み単価も記載） (c) プロジェクト計画書作成・登録費用見込み (d) 各年度モニタリング検証費用見込み (e) 各年度モニタリング実施費用見込み (f) 当該事業における各年度の事業者手数料見込み (g) 当該事業における各年度の収益見込み
その他企画提案	筒賀財産区における J-クレジットを通じた経済活性化や地域課題解決に対する支援方法など独自の提案をすること。
按分率	J-クレジット売却益から外部経費（妥当性審査費用・検証費用・外部委託モニタリング費用）を差し引いたプロジェクト粗利を基にした収益按分における筒賀財産区と事業者の按分率

提出部数

原本：ア～エを一括りとして1部（事業者名が確認できるもの）

副本：ア～エを一括りとして7部（事業者名等提案者名の記載がないもの）

また、提出書類をPDF化した電子データ（CD-R）も併せて提出すること。

提出期限

令和7年8月5日（火）午後5時まで（必着）

提出先

「11 問い合わせ先及び各種書類の提出先」まで

提出方法

持参又は郵送、宅配便とする。

郵送は簡易書留郵便とし、持参、宅配便も含め上記提出期限までに到着したものに限り。

留意事項

企画提案書等を受理した後の修正等は原則認めない。

企画提案書に係る質問

企画提案書の作成又は提出に関する質問がある場合は、質問書（様式11）を電子メールに添付して送信すること。電話又は口頭による質問は受け付けない。

参加表明書に関する質問書の提出期限

令和7年7月30日（水）午後5時まで

提出先

筒賀支所代表メールアドレス（jumin03@town.akiota.lg.jp）に提出すること。

電子メールの件名は、必ず「公募型プロポーザル質問」を先頭に入力すること。

回答方法

質問受付後、3日以内（土日祝除く）にすべての参加表明手続き者に対して電子メールにより回答する。但し、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者にのみ回答することがある。なお、本プロポーザル方式による事業者選定に公平性を保つことができないような質問には、回答しない。

6 審査及び優先交渉権者の特定等について

審査・選定方法

「プロポーザル選定委員会」において、提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリング審査（以下「ヒアリング等審査」という。）を実施する。

なお、5者以上の応募があった場合のみ、審査評価基準に基づき事前審査（書類審査）を実施し、採点順位4位以内の企画提案者をプロポーザル参加者とみなす。

審査評価基準

審査評価は、審査評価表（別紙1）に基づき行う。

各委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない場合は、契約候補者として特定しない。

ヒアリング等審査の留意事項

プロポーザル参加者により提案書等を用いてプレゼンテーション等を行い、選定委員会でのヒアリング等審査を実施し、評価・順位付けを行う。

提案者が1事業者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。

ヒアリング日時等詳細については、別途プロポーザル参加者に通知する。

プレゼンテーションの順番は、事務局にて抽選で決定する。

出席者数は3名以内とし、実際に配置予定管理責任者若しくは配置予定担当者として本業務に関わる者を最低1名含めること。（グループで参加する場合は、各参加者から実際に本業務に関わる者が1名出席すること。）

プレゼンテーションソフトウェア（パワーポイント等）の使用は認めるが、電源、スクリーン以外は全てプロポーザル参加者側で持参すること。念のため、町がプロジェクターを用意するが、持参されたPCが正常に接続できるか否か保証しないため、プロジェクターも持参されることを推奨する。

ヒアリングは、所用時間30分（説明20分、質疑10分程度）を予定し、順次個別に行う。（時間については変更する場合がある。）

天災その他やむを得ない事由によりプロポーザル等審査を公正に執行できないと認められたときは、延期又は取りやめることがある。

優先交渉権者の決定

優先交渉権者の決定は以下のとおりとする。

ヒアリング等審査及び按分率審査の合計評価点の最も高い参加者を優先交渉権者とし、次点の者を次点交渉権者とする。

複数の参加者の合計点が同点の場合は、提案書の「収益率」の高い順に選定し、「収益率」も同額である場合は、審査委員の審議により優先交渉権者及び次点者を選定する。

審査結果の通知

審査結果は、令和7年8月15日（金）までに審査対象者全員に文書により通知する。

7 失格事項

プロポーザル参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

「2 参加資格」に定めた資格が備わっていないことが判明したとき。

複数の企画提案書等を提出したとき。

提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。

提出書類に虚偽又は不正があったとき。

提案書等提出期間に所定の書類が揃わなかったとき。

本プロポーザルに関し、ヒアリング等審査を欠席若しくは説明、回答を拒否したとき。

その他不正又は不誠実な行為があったとき。

8 情報公開及び提供

町は提出された企画提案書等について、安芸太田町情報公開条例の規定による請求等があった場合、法人等の競争上の地位その他正当な利害を害すると認められる情報は開示しない。

また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者決定に影響が出る恐れがある情報については、決定後の開示とする。

9 事業の実施方法

協定の締結

優先交渉権者に選定された者は、速やかに筒賀財産区と事業実施に関する基本的事項等について協議し、協議が整い次第、協定締結の手続きを行う。仕様書の内容は企画提案内容がすべて反映されるわけではなく、候補者との協議により最終的に決定する。

なお、協定締結をもって、優先交渉権者を事業実施者として決定することとするが、協議が合意に至らなかった場合は、次点者と協議に入るものとする。

契約の締結

協定締結後、支援を行う内容等について事業実施者と協議し、支援を行う内容に応じて契約を締結するものとする。

財産区管理会

いずれの締結についても、筒賀財産区管理会条例（平成16年11月10日町条例第177号）第8条により、管理会の同意を要する。

10 その他留意事項

企画提案書に記載した業務実施体制は、原則として変更できないものとする。

本プロポーザルに関わる一切の費用については、各書類提出者の負担とする。

プロポーザル参加者は、原則として参加を辞退することはできない。ただし、企画提案前においては、やむを得ない理由がある場合に限り、その理由を添えた辞退届（任意様式）を提出すること。

提出された企画提案書等は返却しない。なお、著作権はそれぞれの提出者に帰属するが、協定締結事業者の提案書に係る書類の著作権は安芸太田町に帰属するものとする。

選定に関する審査内容及び経過等については非公開とし、審査に関する異議申し立ては一切応じないものとする。

11 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒731-3702 広島県山県郡安芸太田町大字中筒賀 1693 番地 1

安芸太田町 筒賀支所 担当：正木（まさき）

電話：(0826) 32-2121 F A X：(0826) 32-2037

メール：jumin03@town.akiota.lg.jp